

京都府国民健康保険団体連合会理事会 議事録

1 開催日時 令和8年7月23日（木） 13時30分～14時25分

2 開催方法 参集及びWebのハイブリッド開催

3 出席者 理事 15名
監事 1名
京都府 1名
事務局 7名 他管理職 6名

4 付議事項

【議決事項】

議第35号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告

議第36号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算

議第37号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算

議第38号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会職員退職手当金特別会計歳入歳出決算

議第39号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付金特別会計歳入歳出決算

議第40号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算

議第41号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算

議第42号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算

議第43号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算

議第44号 令和7年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算

議第45号 令和8年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第1号）（取下げ）

議第46号 京都府国民健康保険団体連合会職員服務規程の全部改正

議第47号 京都府国民健康保険団体連合会職員給与規程の一部改正

議第48号 京都府国民健康保険団体連合会職員の退職手当に関する規程の一部改正

議第49号 京都府国民健康保険団体連合会旅費規程の一部改正

- 議第 50 号 京都府国民健康保険団体連合会職員の再任用に関する規則の一部改正
議第 51 号 京都府国民健康保険団体連合会職員の育児休業等に関する規程の一部改正
議第 52 号 京都府国民健康保険団体連合会安全衛生委員会規程の全部改正
議第 53 号 京都府国民健康保険団体連合会通常総会の開催

【報告事項】

(令和 8 年度分)

報告第 1 号 令和 8 年度京都府国民健康保険団体連合会の契約

【その他】

国に財政措置を求める国保中央会による決議について

5 議事内容

(理事長挨拶)

改めまして皆さんこんにちは。理事長を仰せつかっております宮津市長の城崎でございます。本日は、国保連合会理事会の開催をご案内申し上げましたところ、皆様方には大変お忙しい中にも関わらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は、京都府の長岡医療保険政策課長にもご出席いただいております。お忙しい中、本当にありがとうございます。

さて、本日の理事会におきましては、議決事項といたしまして、令和 7 年度分の事業報告、また各会計歳入歳出決算など 18 件についてご審議をいただくほか、報告事項 1 件の聴取をお願いいたしております。また、令和 7 年度事業報告や各特別会計歳入歳出決算は、7 月 13 日の監事会におきまして監査をいただいております。後ほど、監事の方から監査結果の報告をいただくこととしております。議決及び報告事項が多数に上りますため、円滑な議事進行にご協力賜りますようお願い申し上げます。

(議 長)

それでは早速議事に移らせていただきます。はじめに、本日の議事録署名人でございますが、慣例により議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。ご異議のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ご異議ないようですので、城陽市の村田市長と、南山城村の平沼村長をお願いいたします。

それでは、議決事項の審議に入ります。議決事項の議第 35 号 令和 7 年度国保連合会事業報告を議題とし、事務局の説明を求めます。

(事務局：事務局次長)

議第 35 号 令和 7 年度国保連合会事業報告について、ご説明いたします。議案書の 1 頁をお開き願います。7 年度事業報告について、別紙のとおり、総会に提出するものでございます。

3 頁をお開きいただき、はじめに一つ目のマルに記載のとおり、7 年度においては、診療報酬や柔道整復療養費、介護給付費などの審査支払業務のほか、保険給付など、保険者事務の共同処理業務等について、円滑な実施に努めました。

二つ目のマルへまいりまして、審査支払機能に関する改革工程表に基づき、審査支払システムの審査領域を支払基金と共同利用するための開発については、7 年 9 月に厚生労働省、国保中央会、支払基金の三者で、審査支払システムの共同開発の基本方針を取りまとめ、13 年 1 月の新システム稼働に向け、必要な作業に着手しました。また、クラウド化後の国保総合システムの保守・運用費用の削減を図るため、サーバ統合などのシステム基盤を見直す開発等、システムの最適化に取り組みました。これらに対する国庫補助金については、地方六団体等のご支援の下、7 年度の 32 億円に続き、8 年度分として 20 億円が措置されたところであり、引き続き、補助金確保に向けて要望行動を進めて参ります。

三つ目と四つ目のマルですが、特定健診等データ管理システムなどの全国標準システムの機器更改に当たっては、クラウドへの移行を完了するとともに、電算室の縮小工事と併せた執務室の整備を行い、事務所スペースの返却による賃貸料の削減を図りました。このほか、個人情報の適切な保護措置を講じる体制を整備している事業者に付与されるプライバシーマークについては、2 年毎に行われる付与適正審査の結果、引き続いて付与されることになりました。今後とも、保険者等の皆様方のご理解とご協力の下、経費の節減や個人情報の保護、人材の育成・確保に取り組み、保険者の共同体としての業務等を着実に進めて参ります。

4 頁をお開き願います。7 年度における主な取組でございます。

(1) 審査支払システムの共同開発・共同利用の取組では、共同開発の基本方針に基づき、国保連合会・国保中央会では、システムの構成や機能、調達方針などを記載した情報化構想書を取りまとめ、開発前の実現性検証となる概念実証や複数ベンダへの情報提供・意見招請を実施するなど、開発に当たっての作業を進めました。また、クラウド化した国保総合システムの保守・運用費用の削減を図るためのシステムの最適化については、7 年度にサーバ機器の統合などを完了したところであり、今後とも、クラウドサービスの活用の推進などに取り組んで参ります。支払基金との審査結果の不合理的差異の解消については、本会の審査委員会の各専門科委員による意見を 689 件取りまとめ、国保中央会・国保連合会による国保基準に 469 件を反映させるとともに、支払基金との審査基準の統一に努めました。

次に、(2) 予防接種事務のデジタル化の取組では、マイナンバーカードを用いた予防接種対象者の確認やオンラインでの費用請求による予防接種事務のデジタル化においては、国保中央会が開発するシステムの利便性の向上を図るため、協議を重ねるとともに、8 年 6 月から順次、全国の自治体ごとにデジタル化が開始されるに当たって、規約や規則等の改正等を行いました。

続きまして、(3) 介護情報基盤整備に関する取組では、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報を電子的に共有できる環境の整備については、厚生労働省から依頼を受けた国保中央会が、8 年 3 月に介護情報基盤の開発を完了し、5 頁に参りまして、4 月からの

介護情報基盤の利用開始に当たって、情報連携事務等を国保連合会・国保中央会が受託することから、府内自治体と委託契約を締結しました。

続きまして、(4) 保健事業の推進に関する取組では、保険者及び後期高齢者医療広域連合における第3期データヘルス計画に基づき実施される保健事業を推進するため、保健事業支援・評価委員会を通じて、PDCA サイクルによる効果的な事業展開となるよう、必要な助言を行いました。国保データベースシステムの利活用の促進に当たっては、全保険者を対象とした説明会などによる操作説明を行い、データ分析を行うための支援を行いました。また、保険者ニーズを踏まえた事業展開として、モデル保険者を選定し、中長期的に実施している保健事業について、事業評価の支援を行いました。

最後に、(5) IT の統制と最適化の取組では、各システムの統制を図る統括管理部門において、機器更改時の経費削減を図るとともに、セキュリティを確保しつつ、保守・運用費の低減を図るため、機器更改を機に本会独自システムの一部をクラウドへ移行しました。また、保険者が本会システムを利用するための京都デジタル疎水ネットワークに設置する通信制御機器の更改に当たっては、本会が一元的に更改対応を実施することにより、保険者の事務負担と経費の削減に取り組みました。

6 頁をお願いします。令和7年度個別取組でございます。6 頁から 10 頁にかけまして、会員の状況や総会、理事会の開催状況など、また、役員や事務局組織の状況、各種委員会等の活動状況を記載しています。11 頁以降では、診療報酬や柔道整復療養費等の審査取扱状況、介護保険や障害介護給付費等の審査状況のほか、第三者行為損害賠償求償事務の処理状況等について、記載しています。時間の関係もあり、個々の取組状況についての説明は、省略させていただきます。令和7年度事業報告のご説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等はありませんでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようでございますので、議第35号につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおりご承認いただきましたので、議第35号については次の総会に付議いたします。

続きまして、議第36号 令和7年度国保連合会一般会計歳入歳出決算から、議第44号 令

和 7 年度国保連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算までを一括議題として、事務局の説明を求めます。

（事務局：財務課長）

議案書の 29 頁、議第 36 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出決算から 219 頁、議第 44 号 令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計歳入歳出決算までの各会計の決算について、それぞれ別紙のとおり、総会に提出するものでございます。なお、議第 36 号から議第 44 号までは、227 頁の令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会決算の概況を用いてご説明いたします。

229 頁をお開き願います。本会の会計区分は、一般会計と 8 つの特別会計に区分して経理しており、うち 5 つの特別会計では、職員の人件費等の業務に要する経費を計上する業務勘定と診療報酬金等の支払いに必要な経費を計上する支払勘定を設けております。

はじめに、各会計の業務勘定を除いた歳出決算額の状況をご説明します。なお、業務勘定については、次の頁以降で、収支状況も含めてご説明申し上げます。まず、一般会計は、保険者からの会員負担金等を財源として、総会等の開催や保険者の保健事業関係研修会に要する経費等を経理している会計で、7 年度の歳出決算額が前年度を大きく下回っておりますのは、税制改正により、一般会計で管理していました事業運営安定化積立金の 6 年度廃止に伴い、各特別会計の業務勘定の積立資産へ移管したことによるものです。

次に、診療報酬審査支払特別会計でございます。診療報酬及び公費負担医療の支払勘定については、被保険者数の減少に伴う取扱件数の減により、また、出産育児一時金等の支払勘定についても同様に、いずれも前年度を下回る決算額となっております。また、福祉医療等費用の支払勘定は、予防接種費支出金等が減少したことにより、前年度を下回る決算額となっております。

次に、職員退職手当金特別会計の歳出決算額が前年度を大きく上回っておりますのは、退職給付引当資産への積立金が増額されたことによるものです。

次の高額療養費支払資金貸付金特別会計は、京都府からの借入金 400 万円を財源として被保険者に高額療養費相当額を貸付けるもので、7 年度の貸付はございませんでした。

次に、介護保険事業関係業務特別会計でございます。要支援・要介護認定者数の増加による取扱件数の増を受けて、介護給付費及び公費負担医療等の支払勘定は、前年度を上回る歳出決算額となっております。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計については、障害介護及び障害児の支払勘定ともに給付費が高い伸び率となっており、前年度を上回る歳出決算額となっております。

次に、後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。後期高齢者医療については、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行が完了し、診療報酬等の取扱件数が増加していることから、診療報酬及び公費負担医療の支払勘定ともに歳出決算額は前年度を上回っております。

次に、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計でございます。特定健診・特定保健指導等費用支払勘定については、国保被保険者数の減少により、歳出額は、前年度を下回っております。一方、後期高齢者健診等費用支払勘定は、後期被保険者数の増加により、前年度を

上回る歳出決算額となっています。

最後に、第三者行為損害賠償求償事務共同事業特別会計でございます。損害保険会社等に対する損害賠償求償の収納金額の減により、保険者に対する損害賠償金の支払額は、前年度を6.5%下回っています。

230 頁をお開き願います。2 業務勘定収支状況の診療報酬審査支払特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ1億4,055万2千円減の19億3,570万3千円で、主な増減内訳は、手数料では、被保険者数の減少に伴い国保審査支払手数料が減となっております。繰入金については、事務所縮小工事費に充当した減価償却引当資産からの繰入金が増となる一方で、事業運営安定化積立金の6年度廃止に伴い、一般会計から各特別会計へ積立金を移管したため、同積立金からの繰入金が減となっております。次に、歳出合計は、前年度に比べ1億3,832万1千円減の18億6,213万円で、主な増減内訳は、システム関連経費では、セキュリティ管理システム等の更改に伴う機器購入費の増、積立金では、減価償却引当資産への積立金が減となっております。また、一般管理費その他では、事務所縮小工事費が増となる一方で、国保中央会負担金を年度間で調整したことや療養費等の保険者間調整支出金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、最下段の表のとおり、7,357万3千円となっています。

231 頁をご覧ください。介護保険事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ1億9,192万2千円減の4億8,640万3千円で、主な増減内訳は、手数料では、要支援・要介護認定者数の増加に伴い審査支払手数料が増となっております。繰入金では、7年4月の介護保険審査支払等システム更改完了等に伴い減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が減となるほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産及び診療報酬審査支払特別会計と同様に事業運営安定化積立金からの繰入金が減となっております。次に、歳出合計は、前年度に比べ1億8,795万2千円減の4億5,566万5千円で、主な増減内訳は、システムの更改完了等に伴う開発・改修経費や機器購入費の減のほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、3,073万8千円となっています。

232 頁をお開き願います。障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ8,097万9千円減の1億6,163万7千円で、主な増減内訳は、手数料では、取扱件数増により審査支払手数料が増となっております。繰入金では、7年4月の障害者総合支援給付審査支払等システム更改完了等に伴い減価償却引当資産やシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が減となるほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産及び事業運営安定化積立金からの繰入金が減となっております。次に、歳出合計は、前年度に比べ8,212万2千円減の1億4,350万5千円で、主な増減内訳は、システムの更改完了等に伴う開発・改修経費や機器購入費の減のほか、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、1,813万2千円となっています。

233 頁をご覧ください。後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ2億1,379万円減の15億6,839万4千円で、主な増減内訳は、後期高齢者の被保険者数の増加に伴い手数料が増となったほか繰入金では、7年12月更改の後期高

齢者医療請求支払システムの更改費に充当したシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となる一方で、事業運営安定化積立金からの繰入金が減となっております。次に、歳出合計は、前年度に比べ1億9,515万3千円減の15億2,666万4千円で、主な増減内訳は、システム更改に伴う開発・改修経費の増のほか、国保総合システム等のクラウド利用料の更新期間縮減に伴う運用・保守経費が減となっております。積立金では、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金が減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、4,173万円となっております。

234 頁をお開き願います。特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定でございます。歳入合計は、前年度に比べ309万円減の9,842万8千円で、主な増減内訳は、8年2月更改の特定健診等データ管理システムの更改費に充当したシステム導入作業経費積立資産からの繰入金が増となる一方で、6年度において特定健診等データ管理システムの開発負担金に充当した減価償却引当資産からの繰入金が減となったことに加えて、財政調整基金積立資産等や事業運営安定化積立金からの繰入金も減となっております。次に、歳出合計は、前年度に比べ441万9千円減の9,095万9千円で、主な増減内訳は、システム関連経費では、システムの更改に伴う開発・改修経費が増となる一方で、ICT等を活用した業務の高度化等積立資産への積立金は減となっております。歳入から歳出を差し引いた収支額は、746万9千円となっております。

235 頁をご覧ください。3 積立資産等の状況でございます。235 頁から236 頁にかけて、8年3月31日現在の6年度末及び7年度末の残高を積立資産ごとに取りまとめております。236 頁の最下段の合計に記載の積立総額は、42億8,968万1千円となっております。これらの積立資産については、主に13の全国標準システムの更改に要する国保中央会開発負担金や独自システムの更改に必要な開発・改修費に充当しております。また、これらの積立資産においては、積立の理由や根拠を記した計画書の提出と現況報告を厚生労働省へ行うこととされており、同省の審査を経て、受理されております。7年度の決算状況についても、本総会後に提出予定です。

237 頁をご覧ください。本会においては、公認会計士の監査の下、貸借対照表を作成しております。令和8年3月31日現在の資産等の状況は表に記載のとおりで、一枚おめくりいただき、238 頁の下から2段目に記載の資産から負債を差し引いた正味財産合計が前年度に比べて3億9,881万2,030円の増額となっておりますのは、積立資産等を増額したことが影響しております。令和7年度京都府国民健康保険団体連合会決算の概況についてのご説明は、以上のとおりでございます。

(議長)

ありがとうございました。それではここで、監査結果の報告を、監事の中小路長岡京市長よりお願いいたします。

(監事：中小路 長岡京市長)

監事を仰せつかっております長岡京市長の中小路でございます。これから監事を代表いたしまして、監査結果の報告をさせていただきます。

京都府国民健康保険団体連合会規約第 28 条に基づき、令和 7 年度京都府国民健康保険団体連合会事業報告書並びに一般会計、各特別会計歳入歳出決算書について、関係帳票並びに証拠書類等に基づき監査を行った結果、業務は適正に執行されており、また、各会計の歳入及び歳出額ともに正確であると認められたことを報告します。今後とも業務につきまして、徹底した経費削減の下、効率的かつ効果的な運営を行うとともに、内部監査機能及び資金管理体制の充実・強化を図られたい。また、災害時の対策や個人情報の保護対策の一層の充実・強化に努められたい。令和 8 年 7 月 13 日、監事 長岡京市長 中小路 健吾、監事 和束町長 馬場 正実、監事 京都府医師国民健康保険組合理事長 濱島 高志、報告は以上になります。

(議 長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等はありませんか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようでございますので、議第 36 号から議第 44 号までについては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。原案のとおり承認いただきましたので、議第 36 号から議第 44 号までにつきましては次の総会に付議をいたします。

続きまして、議第 45 号 令和 8 年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算の議案につきまして、事務局から取下げの申し出がありましたので、そのことにつきまして事務局から説明をお願いいたします。

(事務局：総務課長)

それでは、議第 45 号 令和 8 年度国保連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算の取り下げについて、ご説明します。昨日お送りしました議第 45 号 令和 8 年度京都府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）の取下げについてをご覧ください。

本年 10 月から 75 歳以上の高齢者を対象とした高用量インフルエンザワクチンが定期接種に導入されることに伴い、新たな業務が生じることから、インフルエンザ予防接種受託料の手数料単価の引上げ分を財源として、業務委託料を増額する補正予算を提案する予定としておりました。

しかしながら、今般、高用量インフルエンザワクチンについて、製造販売業者から国に対して、製造工程における技術的な課題により、令和 8 年度のインフルエンザの流行期からの高用量インフルエンザワクチンの供給が困難である旨の報告がなされたことから、本年 7 月 21 日付けで厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡が発出され、8 年度の定期接種化は、見送られることとなりました。そのため、新たな業務は発生しないため、当該補正予算を取り下げることといたします。なお、議第 45 号は、欠番の取扱いとします。補正予算の取り下げについての説明は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。それではただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見等はございませんか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようでございますので、議第 45 号につきましては、事務局の説明のとおり、議案を取り下げることといたします。よろしく願いをいたします。

続きまして、議第 46 号 国保連合会職員服務規程の全部改正から議第 52 号 国保連合会安全衛生委員会規程の全部改正までは、規則又は規程の改正の議案でございますため、一括して事務局の説明を求め、関連する議案ごとに、質問及び採決を行います。それでは説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：総務課長)

議第 46 号 国保連合会職員服務規程の全部改正から、議第 52 号 国保連合会安全衛生委員会規程の全部改正について、ご説明します。本議案は、議案書の 249 頁から 298 頁に掲載しておりますが、説明は、299 頁の議案説明資料を用いて、説明させていただきます。

299 頁をお開き願います。はじめに、議第 46 号 職員服務規程の全部改正、議第 47 号 職員給与規程の一部改正、議第 48 号 職員の退職手当に関する規程の一部改正、議第 49 号 旅費規程の一部改正、議第 50 号 職員の再任用に関する規則の一部改正でございます。まず、議第 46 号 職員服務規程の全部改正ですが、服務規程は、昭和 51 年に制定しており、一部の用語や制度が現代の法令や社会的価値観に合致していないため、労働関連法令等に基づき、本規程における文書構成を見直し、全部改正を行うものです。また、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の一部が本年 10 月 1 日に施行されることに伴い、事業主に義務化されるカスタマーハラスメント対策や求職者等に対するセクシャルハラスメント対策について、規定整備を行っております。併せて、議第 47 号から議第 50 号までは、服務規程の全部改正により、服務規程を引用する他の規程等について所要の改正を行うものです。

300 頁に参りまして、議第 51 号 職員の育児休業等に関する規程の一部改正でございます。この改正は、男性の育児休業の取得を促進するため、子の出生後 8 週間以内に 4 週間の範囲で取得

できる出生時育児休業を新設するものでございます。最後に 議第 52 号 安全衛生委員会規程の全部改正でございます。安全衛生委員会規程は昭和 55 年に制定しており、長時間労働対策や過重労働防止等の働き方改革や、メンタルヘルス対策の義務化等、近年の労働関連法を反映させるため、本規程における文書構成等を見直し、全部改正を行うものでございます。議第 46 号 国保連合会職員服務規程の全部改正から、議第 52 号 国保連合会安全衛生委員会規程の全部改正についての説明は、以上のとおりです。

(議 長)

ありがとうございました。それでは、議第 46 号 国保連合会職員服務規程の全部改正、議第 47 号 国保連合会職員給与規程の一部改正、議第 48 号 国保連合会職員の退職手当に関する規程の一部改正、議第 49 号 国保連合会旅費規程の一部改正、議第 50 号 国保連合会職員の再任用に関する規則の一部改正の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようでございますので、議第 46 号から議第 50 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 46 号から議第 50 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 51 号 国保連合会職員の育児休業等に関する規程の一部改正の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようでございますので、議第 51 号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 51 号については原案のとおり承認いたします。

続きまして、議第 52 号 国保連合会安全衛生委員会規程の全部改正の説明について、ご質問・ご意見はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

とくにご質問等もないようでございますので、議第 52 号につきましては原案のとおり承認することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、議第 52 号については、原案のとおり承認とします。

それでは続きまして、議第 53 号 国保連合会通常総会の開催についてを議題といたします。議案書 301 頁になりますが、本件につきましては、事務局の説明を省略し、通常総会を 7 月 30 日午後 1 時 30 分から、本理事会と同様にハイブリッド方式で開催することといたしたいと思います。開催することにご異議ございませんか。原案のとおり承認することに反対の方、挙手をお願いします。

(挙手なし)

(議 長)

ありがとうございました。ご異議なしと認め、さよう決めます。議決事項は以上でございます。続いて、事務局より報告事項を聴取いたします。よろしくお願いいたします。

(事務局：総務課長)

議案書の 303 頁をお開きいただきまして、報告第 1 号 令和 8 年度国保連合会の契約についてご説明いたします。1 件 1 億円以上の契約案件の理事会への報告を定める国保連合会財務規則第 54 条第 5 項に基づき、1 件の契約の内容等についてご報告します。診療報酬の審査支払等を行う国保総合システムの運用・サポート業務に関して、株式会社ケーケーシー情報システムとの間で、契約金額 1 億 2,388 万 20 円で契約を締結したもので、契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日としています。国保連合会の契約についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようですので、続きまして、その他として事務局より報告を聴取いたします。

(事務局：総務課長)

305 頁をお開き願います。この決議は、去る 6 月 30 日に開催された国民健康保険中央会の定期総会で採択されたものであり、国保総合システムにおいて国の意向を踏まえ実施する開発等に要する費用については、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、9 年度分についても、引き続き国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めるものでございます。国保中央会では、この決議を基に、厚生労働大臣及び財務大臣をはじめ、主要な国会議員等に陳情を行うこととしており、本会としても、国保中央会や他の国保連合会と連携し、国補助金の確保に向けて取組を続けて参ります。決議についてのご報告は、以上のとおりでございます。

(議 長)

ただ今の報告につきまして、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

(挙手なし)

(議 長)

特にご質問等もないようでございますので、報告聴取はこの程度にとどめたいと思います。この際でございますので、他に皆様から何か、ございませんでしょうか。ご発言のある方は挙手、意見をお願いいたします。

(挙手なし)

(議 長)

特にないようでございますので、本日の理事会はこれにて閉会をいたします。皆様には、円滑な議事進行にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。